

公 募 公 告

山梨県警察学校における自動販売機の設置を希望する事業者を次のとおり公募します。

令和6年11月1日

内閣府所管国有財産部局長
山梨県警察本部長 小 柳 津 明

記

- 1 使用許可者の氏名
内閣府所管国有財産部局長
山梨県警察本部長 小柳津 明
- 2 公募に付する事項
 - (1) 内容
飲料用自動販売機及び食品用自動販売機の設置に係る使用許可
 - (2) 設置場所及び面積等
山梨県甲斐市西八幡4422-3 山梨県警察学校（生徒寮）
面積2. 10㎡（飲料用自動販売機）
山梨県甲斐市西八幡4422-3 山梨県警察学校（生徒寮）
面積1. 50㎡（食品用自動販売機）
山梨県甲斐市西八幡4422-3 山梨県警察学校（屋外通路）
面積2. 10㎡（飲料用自動販売機）
山梨県甲斐市西八幡4422-3 山梨県警察学校（屋外通路）
面積1. 70㎡（食品用自動販売機）
 - (3) 許可期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
- 3 参加条件
 - (1) 設置する自動販売機の所有権又は管理権（販売業許可証などの免許・許可証等）を有している者であること。
 - (2) 指定期日までに指示された設置許可使用料及び光熱水費の支払いができること。
 - (3) 光熱水費積算のために必要な電気メーターを設置できること。
 - (4) 商品の補充、機器のトラブル等に対応する等、使用許可の目的を十分に理解し、確実に許可目的を履行できる者であること。
 - (5) その他許可者が指示したことに従うこと。
- 4 公募に参加する者に必要な資格に関する事項
 - (1) 山梨県内に本社・支社・事業所等を有する法人又は居住する個人であること。
 - (2) 契約担当官等から指名停止又は取引停止の処分を受けている期間中の者ではないこと。
 - (3) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
 - (4) 国税及び地方税を完納していること。
 - (5) 以下の暴力団排除条項（欠格事由）を満たす者であること。
ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表

者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)ではないこと。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者ではないこと。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している者ではないこと。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。

カ 暴力団又は暴力団員及びイからオまでに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。

5 選定方法

資格要件及び募集要項を満たすと認められ、かつ、公募参加者が提案した使用料が、「行政財産を貸付け又は使用許可する場合の取扱いの基準について」(昭和33年1月7日付け蔵管1号)に基づき山梨県警察本部で算定した額以上で、公募参加者から提出された業務提案書等の内容を審査する総合評価により選定する。

6 公募参加要領の交付等

(1) 公募参加要領等の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号400-8586 山梨県甲府市丸の内1丁目6番1号

山梨県警察本部総務室会計課管財企画係(担当:三浦)

電話055(221)0110 内線2241

メールアドレス:kst-kaikei@pref.yamanashi.lg.jp

(2) 公募参加要領等の交付方法

この公告の日から令和6年11月15日(金)までの(土曜日、日曜日、祝日を除く)毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までの間、6(1)の場所において交付する。なお、受領の際は、6(1)の担当者宛に事前連絡すること。

また、電子メールによる交付を希望する場合は、令和6年11月15日(金)正午までに電子メールにて6(1)のメールアドレス宛に公募参加要領等の交付を希望する旨、連絡先、法人(個人)名、担当部署及び担当者名を記載して、受信したいメールアドレスから送信し、必ず電話でメールの着信確認を依頼すること。

7 公募申込書、見積(提案)書及び業務提案書等の提出方法

この公告の日から令和6年11月20日(水)までの(土曜日、日曜日、祝日を除く)毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までの間、6(1)の場所に持参又は郵送で提出すること。なお、郵送の場合は、書留郵便で令和6年11月20日(水)午後4時までに必着すること。

8 参加権利者決定の連絡

令和6年11月21日(木)午後4時までに電話で連絡する。